

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（706））
2. 日 時：平成30年2月26日 10時00分～11時30分
13時30分～14時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、正岡安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副長 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力運営） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、2月20日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る「本文及び添付書類の作成要領（共通ルール）」並びに非常用電源設備の要目表について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【本文及び添付書類の作成要領（共通ルール）関係】

○格納容器圧力逃がし装置用遮蔽壁について、要目表に記載する生体遮蔽装置との関係を整理して提示すること。

【非常用電源設備の要目表関係】

○機器の配置を明示した図面について、海水ポンプ（非常用ディーゼル発電機用、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用）、海水ストレーナ（非常用ディーゼル発電機用、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用）の位置関係が分かるよう整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし